

PwCあらた有限責任監査法人

経済価値ベースのソルベンシー規制の論点

データガバナンスに着目

金融庁では、経済価値ベースの評価・監督手法の検討の一環として、これまで複数回にわたるフィールドテストを実施し、保険会社各社の対応状況、実務上の問題点や定量的な影響度等の把握・分析を進めてきた。2021年6月に公表された報告書「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」では、22年までに基本的な考え方を示すことを目標に検討を進めることを明らかにしている。経営管理の意思決定において、経済価値ベースの指標を用いる際の着眼点は数多く存在するが、PwCあらた有限責任監査法人パートナーの鈴木雅也氏は「特に、経済価値ベースの指標算出体制の構築・利用の根幹部分に位置するデータのガバナンスは重要な論点になり得る」と指摘する。



鈴木氏

指標算出体制の根幹を問う

国際的な資本規制の動向に目を向けると、IAIS(保険監督者国際機構)が19年にICS(保険資本基準)Ver2.0を最終化し、25年の本格導入を目指してモニタリングを開始した。国内では、19年6月から20年5月まで10回にわたり開

催された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」により、規制の具体的な導入スケジュールが提言される。同時に、リスク管理の高度化やガバナンス体制の整備への言及がなされ、これを受けて、金融庁では、25年4月の施行を目標に、22年までに基本的な考え方を示す方針を明らかにしている。

既に欧州では16年1月から経済価値ベースのソルベンシー規制としてソルベンシーIIが導入されており、他にもオーストラリアやバミューダ等でも導入されている。この流れの中で、IAISが中心となって、国際的な資本規制を経済価値ベースに統一する動きが進められている。

鈴木氏によると、現状、経済価値ベースのソルベンシー規制を考えるポイントとしては①ソルベンシー規制(標準式)がどうなるものになるのか②内部管理と監督上の視点(内部管理が適正に行われているか)③情報開示(投資家や消費者にどのように開示するか)の三つの柱がある。

現在議論されているのは①の部分。欧州の場合、全ての保険会社に当てはまる共通ルールの構築が難しいため、自社のルールを反映する内部モデルを使用しているケースが多い。日本で内部モデルを導入した場合に、金融庁による内部モデルそのものの検証だけでなく、内部モデルの使用を承認するプロセスを含めた議論が必要になるという。

また、経済価値ベースのソルベンシー比率の算出に当たっては、保険負債を経済価値ベースで評価する必要がある。現在の方式であれば、会計監査人が監査した財務諸表に基づいてソルベンシー

比率を計算しているが、経済価値ベースのバランスシートの場合には、誰が監査し、その先に算出される経済価値ベースのソルベンシー比率をいかに担保するのかという課題もある。

同氏は、標準モデルを使うにしても、内部モデルを使うにしても、どのようなデータを計算に使っているのかまで検証しなければ、適正な数値であるとはいえないと指摘する。

有識者会議の報告書においても、技術的な課題については多くの指摘があるものの、データガバナンスについての言及はほとんど見られない。データガバナンスの重要性はソルベンシーIIでも強調されており、ソルベンシーIIに関する委任規則には、データの品質管理がさまざまな観点から規定されている。

オランダの中央銀行はデータガバナンスについて「データ品質に関しては、データを提供する側と使用する側の両者がし

っかり連携する必要がある」という趣旨を明確に打ち出している。同氏は「ソルベンシーIIは欧州の事例だが、経済価値ベースの指標算出にかかるデータガバナンスの状況を検討する際に先行事例のベンチマークとして有用だ」と語る。

さらに、経営管理の意思決定にて経済価値ベースの指標を用いる際の着眼点は多くあるが、データは経済価値ベースの指標算出体制の構築・利用の根幹部分に位置するものであり、そのガバナンスは重要な論点になり得るものだとした上で、「経済価値ベースのソルベンシー規制導入は世界的な潮流であると同時に、保険業界のためになるものと認識している。情報開示は投資家から信

頼されてはじめて有用となるため、特に上場企業は、社内での体制づくりも示す。

含め、意識的に取り組むべきだろう」との考えを示す。